

官報

号外 昭和五十三年四月二十一日

○第八十四回 衆議院会議録 第二十五号

昭和五十三年四月二十一日(金曜日)

議事日程 第二十二号

昭和五十三年四月二十一日

午後二時開議

第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時五分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(保利茂君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の参議院回付案
〔本号末尾に掲載〕

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって

て、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長木村武千代君。

報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木村武千代君登壇〕

○木村武千代君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の状況にかんがみ、第一に、地方交付税の総額の確保に資するため、当分の間、交付税特別会計における借入金に係る借入純増額の二分の一に相当する額を、後年度、臨時地方交付金として一般会計から同特別会計に繰り入れることを法定するとともに、昭和五十三年度分の地方交付税の総額の特例を設けるほか、社会福祉施策の充実、教育水準の向上等に要する財源の確保を図るため、普通交付税の算定に用いる単位費用等を改定することとしたしております。

第二に、地方公共団体によって行われる建設事業の円滑な実施を図るために特に必要があるものとして許可された臨時地方道整備事業に係る地方債に対し、公営企業金融公庫の資金を融通することができるといたしております。

第三に、最近における経済情勢の変化等にかんがみ、風俗営業等取締法外十一法律に定める地方

公共団体の手数料の額またはその上限について改定を行い、受益者負担の適正化を図ることとしたしております。

本案は、二月二十八日本委員会に付託され、三月一日加藤自治大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十三日には参考人の意見を聴取するなど、本案はもとより、地方財政全般にわたって熱心に審査を行いました。

四月二十日本案に対する質疑を終了しましたところ、日本社会党・公明党・国民会議・民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブの五党共同提案により、地方交付税率を八%引き上げて四〇%とするともに、昭和五十年年度以降発行された減取補てん債及び財源対策債の元利償還金に相当する額、昭和五十年年度から昭和五十二年年度までの各年度における地方交付税の借入金の当該年度に償還する額に相当する額を臨時地方交付金として一般会計より繰り入れるものとするほか、速やかに、国、地方団体を通じて行財政全般にわたる抜本的検討を加え、財源の再配分が実施されるよう必要な措置を講じ、あわせて、地方交付税の交付税特別会計への直接繰り入れ等を内容とする修正案が提出され、佐藤敬治君からその趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行いましたところ、自由民主党を代表して中山利生君は、本案に賛成、修正案に反対、日本社会党を代表して小川省吾君、公明党・国民会議を代表して小川新一郎君、民社党を代表して中井治君、日本共産党・革新共同を代表して安田純治君及び新自由クラブを代表して川合武君は、それぞれ本案に反対、修正案に賛成の意見を述べられました。

討論を終わり、まず、修正案について採決の結果、賛成多数をもって可決され、次いで、修正部分を除く原案について採決の結果、賛成多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。(拍手)

昭和五十二年四月二十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 討論の通告があります。順次これを許します。与謝野馨君。

〔与謝野馨君登壇〕

○与謝野馨君 私は、自由民主党を代表し、政府提案の地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成、委員長報告に係る同法律案に対する修正案に反対の意見を表明するものであります。(拍手)
昭和五十二年年度の地方財政対策におきましては、最近における厳しい経済、財政状況のもとで、国と同一の基調により、景気の着実な回復に資することとし、住民生活充実の基盤となる公共事業等の推進、社会福祉施策の充実のため、地方財源の十分な確保を図ることとしております。不
すなわち、昭和五十二年年度の地方財源の不足に
対処するため、

一、国の一般会計から臨時地方特例交付金として二千二百五十一億円を交付税特別会計に繰り入れる。

二、交付税特別会計において資金運用部資金から一兆五千五百億円の借り入れを行う。

三、地方財源の不足に対処するための建設地方債一兆三千五百億円を発行する等の措置を講じております。

さらに、地方交付税の総額の確保に資するため、当分の間、交付税特別会計における借入金金の償還については、国が実質的にその二分の一負担する制度を設けることとしております。

また、公営企業金融公庫については、地方公共団体によって行われる建設事業の円滑な実施を図るため、臨時地方道整備事業等三事業に係る地方債に対し、その資金を融通することができるようにしており、地方公共団体の手数料については、最近における経済情勢の変化等にかんがみ、風俗営業等取締法外十一法律に定める手数料の額またはその上限について改定を行い、受益者負担の適正化を図ることとしております。

これらの措置は、現下の経済情勢において、まことに適切な現実的な措置であると考え、こうした措置等と内容とする政府提案の地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成をするものであります。(拍手)

次に、委員長報告に係る修正案につきましましては、自由民主党といたしまして、地方財政の現況にかんがみ、今後地方財源の拡充を図るため、地方行財政制度の抜本的改正について、十分検討を重ねたところであり、財政の基盤となるわが国経済が変動期にあり、将来の見通しについても多分に不確実な要素を持つ現時点において、また、最近の長期不況を反映して、国、地方とも巨額の財源不足となっている時期に、国、地方を通ずる財源配分の恒久的制度としての地方交付税率の引き上げ等を行うことは適当でないと考え、反対の立場をとるものであります。

しかしながら、今後、地域住民の福祉の充実、生活環境の施設の整備等の諸施策を推進する上で、地方団体の果たすべき役割がますます増大する一方、昭和五十四年度以降においても地方財政をめぐる諸条件は依然厳しいものと予想されておりますので、政府におきましては、今後とも地方団体に対する財源措置の一層の充実に努めるよう強く希望するものであります。

以上をもちまして、政府提案の法律案に賛成、委員長報告に係る修正案に反対の意見を表明を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 水田稔君。

〔水田稔君登壇〕

○水田稔君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、政府原案に反対し、昨日地方行政委員会において、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党、革新共同及び新自由クラブ、五党の共同提案により、多数で可決されました修正案に賛成の討論を行うものであります。(拍手)

今日の地方財政は、借金の上に借金を重ね、地方財政の景色と言われる未曾有の危機に直面しているものであります。

これは、一つには、長期にわたる不況とインフレに後手後手に回り、やることなすことすべてが裏目に出た政府の経済政策の失敗からきたものであります。

二つには、政府が、国、地方を通じての抜本的財源の再配分を怠り、また、地方交付税法第六条の三の第二項による措置をとらず、その上、地方に公共事業の受けざらとして仕事と借金を押しつけてきたことによるものであります。

最近の地方債発行高を見ますと、昭和五十年から五十二年までのわずかに四カ年の間に、実に二十一兆二千四百十億円という多額に達し、このため、地方財政は急速に弾力性を失ってきているのであります。

昭和五十年年度以来、政府は、交付税率を引き上げざるがわり、一時しのぎの借金でまかす、この措置を制度の改正であるとし、また、今日の事態は経済の激変期だから交付税率の改正はできないと広言し、交付税特別会計に巨額の借入金をさせ、その二分の一を地方に負担させ、あまつさえ、本来交付税で措置すべき負担額を地方債で押しつけ、その償還金をまた交付税で算入させるなど、タコ足食いのときやり方を押しつけ、これを花も実もある措置だと強弁しておるのであります。このため、実際には、国がわずかに四分の一を負担し、地方が四分の三を負担するという結果を生んでいるのであります。これでは、花は花でも、地域財政は、実際には毒の入ったケシの花を食わされるようなものであります。そしてこの方式は、一方では地方債がふくれ、公債費が激増し、他方では交付税特別会計の借入が増大し、交付税総額の確保が困難になるのであります。

自治省の示した地方財政取支試算によってみても、昭和五十七年度末の地方債残高は二十九兆八千億円という膨大な額になるのであります。また、この試算の中の地方債と公債費の関係を比較してみますと、昭和五十三年度は、地方債三兆二百億円に対し、公債費は二兆二千四百億円、比率は五五・八％であり、これが五十七年度には、地方債四兆七千二百億円、公債費四兆二千三百億円、比率は九〇・八％となり、仕事をするために借るべき地方債が、借金を返すための借金になっていくことを示しているものであります。

地方財政は、昭和五十年年度以来、連続して四カ年間二兆円を超す財源不足額を生じ、五十三年度においては、過去最高の三兆五百億円となったのであります。これは、一時的な特異な現象ではなく、まさに構造的なものであります。

また、これまで政府がとってきた臨時措置や、ことしからとろうとしている二分の一の地方負担方式などで、この地方財政の危機を乗り切れることはできないばかりか、地方交付税本来の使命である地方財政に対する保障機能も、財源調整能力も失ってしまうのであります。まさに今日の状況は、だれが考えても、地方交付税法第六条の三の第二項に該当する事態であります。

したがって、喫緊の対策は、交付税率を適正水準、すなわち四〇％に引き上げると同時に、借入金に対する元利償還金は、国が全額負担する以外に今日の地方財政の危機を打開する方法はないのであります。ただし、構造から生じた財政危機は、この構造を改めない限り、解決できるものではありません。いまこそ政府は、国と地方を通じての行財政のあり方を根本的に見直し、財源の再配分を行い、地方財政の確立を図るべきときだと思ふのであります。

先般、地方税法が地方行政委員会政府原案が否決され、本会議で逆転可決されましたが、この地方交付税法も、昨年に引き続き、昨日の地方行政委員会でも、ただいま委員長から報告のありましたように、政府原案は否決され、五野党共同提出

の修正案が可決されたのであります。(拍手)

与野党伯仲逆転委員会の中で、こうした委員会修正、本会議逆転可決ということが昨年来何回か起こっておりますが、こうしたことを繰り返すことは、委員会中心主義の現行議会制度のあり方を問われることになるのであります。(拍手)

地方行政委員会が多数で可決されるといふことは、地方財政の危機の深刻さを証明するものであり、国民の意思がそこにあると、政府及び与野党は素直にこれを受けとめ、本会議逆転可決を避け、五野党一致の修正案に同意し、賛成すべきであります。(拍手)

こうした努力をすることこそ、国民の政治に対する信頼を取り戻し、与野党を問わず、心を砕いている地方財政確立、景気回復への道だと思ふのであります。

五野党共同提案の修正案は、地方交付税法第六條の第二項及び地方財政法の精神に忠実に従い、また、地方団体長年の要望にこたえるものであり、地方財政計画規模で三千三百四十八億円の増額という実現可能な、きわめて現実的なものであります。

重ねて申し上げます。今日の地方財政危機の実情を目をつむり、これまでのこそくな臨時的な措置で事足りたという態度をとり続けるならば、地方財政の崩壊の責任は、挙げて自民党とその政府にあると言わなければなりません。(拍手)

以上申し述べた理由により、政府原案に反対し、地方行政委員会が可決されました修正案に、もろ手を挙げて賛成いたしましたして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 斎藤実君。

〔斎藤実君登壇〕

○斎藤実君 私は、内政の重要問題であります地方行政を取り巻く諸問題について、その解決を図ることを念願しつつ、ただいま議題となっており、ます地方交付税法等の一部を改正する法律案について、公明党・国民会議を代表して、委員会修正

案に賛成、政府原案に反対する討論を行うものであります。(拍手)

そもそも、民主主義の基盤として、また内政のかねめとしての地方行政の果たす役割が、ますます重要度を増している中において、国と地方との行政秩序の問題など、地方自治制度の抜本的改革に対して、政府はいまだにその解決の糸口さえ見出せない現状であります。

昨年は、政府提出の交付税法改正法案が地方行政委員会において修正されましたが、委員会修正案が本会議において逆転可決されるという、まことに異例とも言うべき結果を招きました。

私は、昨年委員会が修正され、本会議に上程されたが、わずかの差で否決された結果から見て、本年度の政府原案は、昨年の委員会の趣旨を盛り込んだ法案が政府から今国会に当然提出されるものと考へておりました。しかし、ほぼ半数を占める本院議員の修正意見が全く取り入れられておりません。このことは、総理の言う連帯と協調の精神に全く反するものと言わざるを得ないのであります。

今回、昭和五十三年度地方交付税法等の一部改正案が、地方行政委員会の委員の半数を超えた多数をもって委員会で修正が行われて、ただいま本会議において審議されているわけでありすが、本年度こそは、国会における委員会の位置づけを認識し、また地方行政委員会の審議の経過を十分尊重して、本会議においても、良識ある満場一致の御賛同が得られることを心から期待をするものであります。

さて、五十三年度の地方財政は、三十四兆円という地方財政計画のうちの約一割弱に当たる三兆五百億円という膨大な財源が不足をしております。

この著しい財源不足の対策として、政府は、五十年以来、相も変わらず地方交付税会計の借金と地方債の増発というように、大半を借金によって措置し、いわば借金を地方に押しつけようとして

ているのであります。

昭和五十年度以来連続して大型財源不足を生じている地方財政の実態は、交付税法の趣旨に従って、交付税率の引き上げあるいは地方行政財政制度の抜本的改革を行わなければならないと断言し、政府は、交付税会計の借金返済に對し、その半分を国の一般会計が負担することとをルール化することによって制度の改革を言っておりますが、これは、まさに交付税法の趣旨に反するものと言わなければならない。のみならず、このような借金政策は、財源が足りなければ、借金であれ何であれ間に合わせればよいという考えが政府にあると思わざるを得ません。

地方に対して、自主財源の強化を行わないで、こうした安易な姿勢をとり続けることは、みずから地方自治のあり方を逆行することになり、まさに地方自治のあり方に逆行することになります。また、今日の地方財政危機の実態は、五十一年度の地方財政決算でも明らかのように、借金依存度がますます強まり、五十一年度末の地方団体の借金は約十八兆円にも上っております。この借金は、五十三年度末には四十兆円近くにも上ることが予想されております。

しかも、先般自治省の試算した地方財政収支試算によっても、現状のままの制度を続ける限り、地方財政危機はますます深刻になり、昭和五十七年度では、実に、単年度で五兆三千四百億円の赤字を抱えた惨憺たる地方自治体の姿が浮き彫りにされております。

これは、円高問題が今日のような深刻な事態になる以前の試算であります。したがって、今日の経済情勢から見れば、財政危機の実態は予想もつかないほど深刻化することは明らかであります。このように窮乏を告げる財政危機に對し、政府は増徴税に踏み切る以外にないという姿勢を示しておりますが、このような一般国民と地方自治体に

一方的に責任を押しつける姿勢は、余りにも無為無策と言わざるを得ません。もっとも英知を傾け、工夫をこらし、野党の提言も聞きながら、地方自治体の立場に立つて施策を講ずることが、地方自治に對する政府の真のあり方ではないでしょうか。

このように地方財政の窮乏した今日の事態は、もはや交付税制度を初め地方行政の構造的欠陥であり、その抜本的改革を行わなければならないことを如実に示しているものであります。われわれは、このように基盤の弱い地方財政を放置したまま、その上にさらに地方への借金を押しつける政府原案は、地方財政を破綻に追い込む何物でもないと思ふのであります。

地方財政危機の根本的な解決のためにも、また、交付税法の趣旨から見ても、交付税率を四〇％に引き上げることなどを盛り込んだ委員会修正案は、当然のことと考へるのであります。

以上、地方行政委員会が修正された地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成し、政府原案に反対することを表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 山本健二郎君。

〔山本健二郎君登壇〕

○山本健二郎君 私は、民社党を代表して、政府提案の地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対し、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブ提出の修正案に賛成し、討論を行うものであります。(拍手)

地方財政は、本年度また三兆五百億の膨大な財源不足に見舞われ、四年連続、しかも史上最も悪という深刻な危機に直面したているのであります。

この慢性化する地方財政危機は、景気が回復すれば直ちに好転し得るという一時的現象ではなく、低成長経済への移行に伴い、国と地方を通ずるこれまでの補助金行政、三割自治と言われる行

昭和五十二年四月二十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

八五八

財政制度が、構造的に矛盾を来した結果であるのであります。

にもかかわらず、政府が提案している本年度の地方財政対策は、過去三年間と全く変わらないその場しのぎの対応であり、数字の小手先操作であつて、地方自治を将来ともに保障する展望が全くないといふのであります。

今回の地方交付税法案についても、交付税特別会計の借入金償還は、当分の間その二分の一を国が負担するというルールの設定だけで事足りれりとする政府の方策は、それが今日の財政危機を打開する何の決め手にもなっていないのであります。このようなルール化を制度化して、税率引き上げを無視していく方向に対し、私は強い不満と危機の念を抱かざるを得ないのであります。

交付税法第六条の三の二項は、引き続き財源不足となれば、地方財政制度の改革をするか、もしくは交付税率を引き上げるよう義務づけているのであります。これは地方財政を将来とも安定させる恒久的措置の必要を定めたものであります。にもかかわらず、政府みずからこの法を濫用解釈してはばからない事態こそが、今日の地方自治の危機を招来していると言つても過言ではないのであります。

現に、自治省は、みずから交付税率の六・五％アップ、すなわち三八・五％引き上げについて大蔵省と折衝をした経緯があり、その必要性を認めているではありませんか。その本心は、交付税の引き上げを強く望んでいることはいくつかが知れるのであります。

安定成長へ移行するまでの間などと逃げ回らないで、地方住民がこれを望み、全国の自治体が心から歓迎している交付税率の四〇％引き上げに対し、本心を隠さずに踏み切つてはいかがなものでございましょう。

昨年、私も民社党は、他の全野党の賛同を得て三六％の税率引き上げを要求いたしました。それは、責任野党として、国と地方の財政バランスを

考慮し、しかも政府予算の大筋を損なわずに修正が可能であるとの現実的判断から、野党として譲歩し得るぎりぎりのところで選択した数字であつたわけでありました。しかし、地方財政危機のなの一層の深刻化と、それに対する政府の無為無策を見るに、本年度はどうしても四〇％の税率引き上げが不可避となつてまいつたのであります。

もとより、交付税率の改定に当たっては、昭和四十一年度以降の新たな財政需要、地方債に振りかえた公共事業等の地方負担、あるいは国が地方を通じて実施してきた各種政策事業等を考慮して定むべきでありましようし、昭和五十年年度以来財源補てんのため交付税特別会計が借り入れた分の償還についても、もともと税率の引き上げによつて措置すべきものであつて、その義務を怠つた国が、責任を持って負担することは当然の措置でありましよう。

政府は、二年連続でみずからの原案が否決され、野党共同修正案が委員会において多数で可決されるこの事実を重視すべきでありましよう。そうして、本音とたてまをを使い分けずに率直に修正案に同調するため、原案を撤回して、地方六団体及び地方住民のためにあつて四〇％引き上げ、一兆六千八百四十八億円の増額を認めるべきではありまいませんか。(拍手)

最後に、私は、地方財政の健全化を図るため、そのタイミングを逸することなく、地方交付税制度の改正を初め、国と地方の行政及び事務、財源の再配分に着手するよう強く要求をいたしまして、五党修正案に賛成、政府原案に反対して、私の討論を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(保利茂君) 三谷秀治君。

〔三谷秀治君登壇〕
三谷秀治君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題になりました政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対、委員会において修正議決された五野党修正案に賛成の討論を行います。(拍手)

五十三年度の地方財源不足額が、政府の見積もった控え目な数字によりまして三兆五百億円の巨額に及び、五十年年度以降四年連続して大幅な財源不足を生じ、危機的状況をますます深めております。これは、自民党政府が長年にわたつて地方財政を大資本本位の高度経済成長政策に組み込んできたこと、並びにこの政策破綻によるインフレと不況の結果であることは明らかであります。

これに対して、地方六団体は、地方交付税率の引き上げ、超過負担の解消、事務と財源の合理的配分など、地方行政財政制度の改善を強く求めてきたが、政府は財源問題を理由にして、この要求に真にこたえようとしていないばかりか、地方財政悪化の原因を、自治体職員の人件費や福祉のばらまきにあるとして、福祉水準の切り下げ、住民負担の強化を強引に求めてきました。

政府が先般発表した地方財政収支試算によつてみても、地方六団体や多くの大衆団体がこぞつて要求しておる地方交付税率の引き上げについては全く触れようとせず、五十四年度以降も膨大な財源不足を見込み、五十七年度に不足財源をゼロにするためには五十四年度以降四兆円を超過増税が必要であるとする展望を示すに至つております。

また、政府は、引き続き産業基盤優先の公共投資を地方自治体に割りつけ、自治体と住民の犠牲において多額の地方債を増発しようとしております。

五十三年度の地方債償還額は、公共事業を中心とした国の景気対策の促進のために、公共事業の地方負担額の九五％を起債で賄うとする異常なものであります。自治省の試算によりますと、五十三年度末の地方債残高は三十四兆円に達し、地方財政危機をいよいよ深化することは明らかであります。

わが党は、こうした借金財政と福祉の低下、住民負担の増大を食い止め、地方財政危機を打開するために、当面、交付税率の引き上げ、超過負担の解消、総合補助金制度の導入などを行うと

もに、さらに進んで、国、地方間における税財源及び行政事務の再配分などを早急に行うべきであることを、この際重ねて主張するものであります。今回の政府提出の地方交付税法等の一部改正案は、地方交付税の本来の機能をさらに後退させ、交付税制度を一層改悪しようとするところにその重大性があるものであります。

第一に、交付税制度は、政府が算定した基準財政需要額と基準財政収入額の乖離分を補てんして、地方財源の保障と財源調整を目的とするものであり、そのための税率改定あるいは事務と財源の配分等にかかるとする制度の改正を規定しておるにもかかわらず、それらの措置を全く行わずに、交付税特別会計における一兆五千五百億の借入金で賄ひ、しかも、この償還金の半額を地方負担に転嫁するといふきわめて不当な措置であり、交付税の財源保障機能とその責任を放棄するに至つておるのであります。

第二に、当然、交付税で措置すべき不足財源の一部、一兆三千五百億を地方債に振りかへることによりまして、一般財源である交付税を特定財源化しようとするものであり、本来、使途の自由であるべき財源を特定化することは、明らかに地方交付税の本来の趣旨である地方自治の促進ではなく、国庫補助金と一体となつた地方自治と財政自主権の侵害と言わざるを得ないのであり、とうてい認めることのできないものであります。

次に、わが党を含む五野党の修正案について述べます。

本修正案は、地方交付税率を八％引き上げ、四〇％とするにとり、五十年年度以降発行された減収補てん債及び財源対策債の元利償還については特例交付金で措置し、五十年年度から昨年度までの交付税特別会計における借入金に係る元金の償還額についても全額、特例交付金の交付により国が負担するといふのが主たる内容であり、地方財源不足の補てんが基本的に国の責任に属するものである限り、きわめて当然な措置であります。

政府・自民党が、委員会で議決されたこの野党修正案を受け入れ、地方財政危機打開のため、その責任の一端を果たされるよう強く希望して、私の討論を終るものであります。(拍手)

○議長(保利茂君) 川合武君

○川合武君 私は、新自由クラブを代表して、政府提出に係る地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対し、日本社会党・公明党・国民会議・民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブ五党共同提案に係る委員会修正に賛成の討論を行おうとするものであります。(拍手)

地方交付税制度は、かつては、確かに地方自治推進に欠くべからざるものであります。しかし、五十年以降に引き続いて、交付税全体量の不足のため、さまざまな便宜措置が講じられ、なお足らざるを、累計三兆六千億円に上る国の押しつけの地方債に肩がわりさせ、利子のつく交付税のそしりを受ける等、その権威を失いつつあります。

それは、数十の補正係数で縦横に彩られ、外観はけんらんたる殿堂にも似るが、その実、基礎は揺らぎ、随所に破綻を来し、地方自治体安住の住みかとはほど遠くなりつつあります。

しかも、今回の政府原案は、またもや交付税特別会計に借入れを行わせ、わずかに償還金の二分の一を国が負担するよう措置したにとどまり、交付税法の指し示す制度改正であるかのごとく、ないかのごとく、役所特有の手法で急場を糊塗しようとしています。

そこで、われわれの委員会修正は、政府原案の試みるびほり策を排し、法六条の三第二項にのつとる正道に立ち、交付税率の引き上げを行い、交付税制度をよみがえらせる第一歩を踏み出そうといたしてあります。

さらに委員会修正は、地方財政の基本を掲げます。地方自治の重要性を唱える人は多く、福田総理といえども、地方自治三十周年式典において、

「地方自治は民主政治の基礎」と力説されたが、いまの政治、行政の現実を見ると、むしろ中央集権の傾向は強まりつつあると言えましょう。

地方交付税制度も、この中央集権の大波にのみ込まれようとしています。交付税の中身は、ほとんどが国の補助事業の地方負担分に食われ、都道府県、市町村が持ち味あるみずからの行政を行う費用は、探し求めても晴天の星のごとく、りょうりょうたるを嘆かずにはいられません。

最も肝要なこととして、国、地方自治体、それぞれの行政責任の分野を明らかにし、それに伴う財源の再配分を行い、その中で地方交付税のあり方を見出し、いくべきでありましょう。これは地方分権の理念からして理の当然ですが、また同時に、不況下の財源難の折、二重行政を正し、行政簡素化を図るべく、事務、財源の再配分を喫緊の急務とすべきです。よって、委員会修正は、このことを行うべく規定いたしました。

われわれは、今日の地方自治体とともに悩み、そして地方財政の前進を目指しつつこの委員会修正を行いました。党派を超えて心ある人々の共感を期待しつつ、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、本案の委員長報告に係る修正につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本案の委員長報告に係る修正に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(保利茂君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開閉。——開鎖。

○議長(保利茂君) 投票を計算いたします。

○議長(保利茂君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長報告〕
投票総数 四百五十七
可とする者(白票) 二百十一
可とする者(青票) 二百四十六
否とする者(青票)

○議長(保利茂君) 右の結果、本案の委員長報告に係る修正は否決いたしました。(拍手)

地方交付税法等の一部を改正する法律案の委員長報告に係る修正を可とする議員の氏名

- | | |
|--------|--------|
| 安島 友義君 | 安宅 常彦君 |
| 阿部未喜男君 | 井上 泉君 |
| 井上 一成君 | 井上 普方君 |
| 伊藤 茂君 | 池端 清君 |
| 石野 久男君 | 石橋 政嗣君 |
| 板川 正吾君 | 稲葉 誠一君 |
| 岩垂壽喜男君 | 上田 卓三君 |
| 上原 康助君 | 枝村 要作君 |
| 小川 国彦君 | 小川 省吾君 |
| 小川 仁一君 | 大出 俊君 |
| 大島 弘君 | 大原 亨君 |
| 太田 一夫君 | 岡田 哲児君 |
| 岡田 利春君 | 岡田 春夫君 |
| 加藤 清二君 | 加藤 万吉君 |
| 角屋堅次郎君 | 金子 みつ君 |
| 川口 大助君 | 川崎 寛治君 |
| 川俣健二郎君 | 川本 敏美君 |
| 河上 民雄君 | 木島喜兵衛君 |
| 木原 実君 | 北山 愛郎君 |
| 久保 三郎君 | 久保 等君 |
| 小林 進君 | 後藤 茂君 |
| 上坂 昇君 | 佐藤 観樹君 |

- | | |
|--------|--------|
| 佐藤 敬治君 | 佐野 進君 |
| 齊藤 正男君 | 坂本 恭一君 |
| 沢田 広君 | 柴田 健治君 |
| 淡沢 利久君 | 島田 琢郎君 |
| 島本 虎三君 | 嶋崎 謙君 |
| 清水 勇君 | 下平 正一君 |
| 新村 勝雄君 | 新盛 辰雄君 |
| 鈴木 強君 | 田口 一男君 |
| 田邊 誠君 | 田畑政一郎君 |
| 多賀谷真裕君 | 高沢 寅男君 |
| 高田 富之君 | 竹内 猛君 |
| 武部 文君 | 只松 祐治君 |
| 橋 兼次郎君 | 千葉千代世君 |
| 塚田 庄平君 | 梶野 泰二君 |
| 中西 續介君 | 中村 茂君 |
| 中村 重光君 | 成田 知巳君 |
| 西宮 弘君 | 野口 幸一君 |
| 野坂 浩賢君 | 馬場裕太郎君 |
| 馬場 昇君 | 長谷川正三君 |
| 原 茂君 | 日野 市朗君 |
| 平林 剛君 | 広瀬 秀吉君 |
| 藤田 高敏君 | 古川 喜一君 |
| 細谷 治嘉君 | 松沢 俊昭君 |
| 松本 七郎君 | 美濃 政市君 |
| 水田 稔君 | 武藤 山治君 |
| 村山 喜一君 | 村山 富市君 |
| 矢山 有作君 | 安井 吉典君 |
| 山口 鶴男君 | 山田 聡目君 |
| 山花 貞夫君 | 山本 政弘君 |
| 湯山 勇君 | 横山 利秋君 |
| 吉原 米治君 | 米田 東吾君 |
| 渡部 行雄君 | 渡辺 三郎君 |
| 渡辺 芳男君 | 浅井 美幸君 |
| 新井 彬之君 | 有島 重武君 |
| 飯田 忠雄君 | 池田 克也君 |
| 石田幸四郎君 | 市川 雄一君 |
| 小川新一郎君 | 大久保直彦君 |
| 大野 深君 | 大橋 敏雄君 |

昭和五十三年四月二十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

八六〇

近江巳記夫君	岡本 富夫君	大成 正雄君	大原 一三君	唐沢俊二郎君	川田 正則君	戸沢 政方君	渡海元三郎君
沖本 泰幸君	長田 武士君	加地 和君	川合 武君	瓦 力君	木野 晴夫君	登坂重次郎君	友納 武人君
鍛冶 清君	北側 義一君	菊池福治郎君	工藤 晃君	木村武千代君	木村 俊夫君	中尾 栄一君	中島源太郎君
草川 昭三君	草野 威君	小林 正巳君	田川 誠一君	岸 信介君	北川 石松君	中島 衛君	中曾根康弘君
古寺 宏君	権藤 恒夫君	中馬 弘毅君	永原 稔君	久野 忠治君	久保田四次君	中西 啓介君	中野 四郎君
斎藤 実君	坂井 弘一君	西岡 武夫君	依田 稔君	鯨岡 兵輔君	熊谷 義雄君	中村 喜四郎君	中村 弘海君
坂口 力君	鈴切 康雄君	大柴 滋夫君	橋崎弥之助君	倉石 忠雄君	倉成 正君	中村 直君	中村 靖君
田中 昭二君	竹入 義勝君	三宅 正一君		蔵内 修治君	栗原 祐幸君	中山 利生君	中山 正暉君
武田 一夫君	谷口 是巨君			小泉純一郎君	小坂善太郎君	永田 亮一君	灘尾 弘吉君
玉城 栄一君	鳥居 一雄君			小坂徳三郎君	小島 静馬君	橋橋 進君	二階堂 進君
中川 嘉美君	野村 光雄君			小宮山重四郎君	後藤田正晴君	丹羽 久章君	西田 司君
長谷雄幸久君	林 孝矩君			河本 敏夫君	高村 坂彦君	西銘 順治君	根本龍太郎君
春田 重昭君	平石廣作太郎君			國場 幸昌君	近藤 鉄雄君	野田 卯一君	野田 毅君
広沢 直樹君	伏木 和雄君			左藤 恵君	佐々木義武君	野中 英二君	野呂 恭一君
伏屋 修治君	二見 伸明君			佐藤 隆君	佐藤 文生君	羽田 英二君	羽田 恭一君
古川 雅司君	正木 良明君			佐藤 守良君	佐藤 嘉吉君	羽田 進君	羽田 忠文君
宮地 正介君	矢野 絢也君			齊藤滋与史君	齋藤 邦吉君	萩原 幸雄君	葉梨 信行君
敏仲 義彦君	山田 太郎君			坂田 道太君	坂本三十次君	橋本龍太郎君	橋口 隆君
吉浦 忠治君	和田 一郎君			櫻内 義雄君	笹山茂太郎君	長谷川 峻君	長谷川四郎君
渡部 一郎君	青山 丘君			志賀 節君	始岡 伊平君	浜田 幸一君	服部 安司君
受田 新吉君	大内 啓伍君			塩川正十郎君	塩崎 潤君	早川 崇君	濱野 清君
春日 一幸君	河村 勝君			塩谷 一夫君	篠田 弘作君	林 義郎君	林 大幹君
曾根 益君	高橋 高望君			塩谷 直藏君	島村 宜伸君	原田 憲君	原 健三郎君
竹本 孫一君	中井 治君			正示啓次郎君	白濱 仁吉君	原田 憲君	原田 昇左右君
中野 寛成君	永末 英一君			菅波 茂君	鈴木 善幸君	平泉 涉君	廣瀬 正雄君
西田 八郎君	西村 章三君			砂田 重民君	住 栄作君	福島 謙二君	福島 篤泰君
山本悌二郎君	吉田 之久君			瀬戸山三男君	関谷 勝嗣君	福田 謙一君	藤永 健司君
米沢 隆君	和田 耕作君			團田 直君	染谷 誠君	藤井 勝志君	藤尾 正行君
渡辺 武三君	渡辺 朗君			田澤 吉郎君	田中伊三次君	藤本 孝雄君	船田 中君
安藤 慶君	荒木 宏君			田中 龍夫君	田中 正巳君	古井 喜實君	古屋 亨君
浦井 洋君	工藤 晃君			田中 六助君	田村 元君	坊 秀男君	堀之内久男君
小林 政子君	柴田 睦夫君			高島 修君	竹内 黎一君	堀内 光雄君	堀之内久男君
瀬崎 博義君	田中美智子君			竹下 登君	竹中 修一君	本名 武君	増田治一郎君
津川 武一君	東中 光雄君			谷 洋一君	谷川 寛三君	増岡 博之君	増田甲子七君
不破 哲三君	正森 成二君			玉生 孝久君	玉沢徳一郎君	松澤 雄藏君	松永 光君
松本 善明君	三谷 秀治君			地崎宇三郎君	津島 雄二君	松野 幸泰君	松野 頼三君
安田 純治君	山原健二郎君			塚田 徹君	塚原 俊平君	三池 信君	三木 武夫君
甘利 正君	伊藤 公介君			辻 英雄君	戸井田三郎君	三原 朝雄君	三塚 博君

笑輪 登君 水平 豊彦君
宮崎 茂一君 宮澤 喜一君
武藤 嘉文君 向山 一人君
村上 勇君 村上 茂利君
村田敬次郎君 村山 達雄君
毛利 松平君 森 清君
森 美秀君 森 喜朗君
森下 元晴君 森田 欽二君
森山 欽司君 保岡 興治君
山口シヅエ君 山崎 拓君
山崎武三郎君 山崎平八郎君
山下 元利君 山下 徳夫君
山田 久就君 山中 貞則君
湯川 宏君 与謝野 馨君
綿貫 民輔君 渡部 恒三君
渡辺 栄一君 渡辺 紘三君
渡辺 秀央君 渡辺美智雄君
鳩山 邦夫君 橋本登美三郎君

○議長(保利茂君) 次に、本案につき採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(保利茂君) 起立多数。よって、地方交付税法等の一部を改正する法律案は原案のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。
午後三時八分散会

出席閣僚大臣

厚生大臣 小沢 辰男君
自治大臣 加藤 武徳君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書及び文書受領)
一、昨二十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
林業基本法第九條第一項の規定に基づく昭和五十二年度林業の動向に関する年次報告
林業基本法第九條第二項の規定に基づく昭和五十三年度において講じようとする林業施策についての文書

(理事補欠選任)
一、昨二十日、農林水産委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 馬場 昇君(理事野坂浩賢君昨二十日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任 田川 誠一君 補欠 甘利 正君
地方行政委員 甘利 正君 田川 誠一君
辞任 三谷 秀治君 補欠 安田 純治君
社会労働委員 安田 純治君 三谷 秀治君
辞任 石橋 一弥君 補欠 田中 六助君
工藤 晃君 山口 敏夫君
田中 六助君 石橋 一弥君
山口 敏夫君 工藤 晃君
商工委員 山口 敏夫君 補欠 田中 六助君
辞任 田中 六助君 補欠 佐々木義武君
安田 純治君 三谷 秀治君
大成 正雄君 甘利 正君
佐々木義武君 田中 六助君
三谷 秀治君 安田 純治君

甘利 正君 大成 正雄君
辞任 山口 敏夫君 補欠 工藤 晃君
工藤 晃君 山口 敏夫君

議院運営委員 辞任 甘利 正君 補欠 田川 誠一君
田川 誠一君 大成 正雄君
大成 正雄君 甘利 正君

(理事補欠選任)
一、昨二十日、科学技術振興対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 小宮 武喜君(理事小宮武喜君去る十九日委員辞任につきその補欠)
(特別委員辞任及び補欠選任)
一、昨二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任 伊賀 定盛君 補欠 鈴木 強君
米田 東吾君 加藤 万吉君
加藤 万吉君 田畑政一郎君
鈴木 強君 中村 茂君
田畑政一郎君 米田 東吾君
中村 茂君 伊賀 定盛君
科学技術振興対策特別委員 辞任 中馬 弘毅君 補欠 西岡 武夫君
中馬 弘毅君 西岡 武夫君
西岡 武夫君 中馬 弘毅君
物価問題等に関する特別委員 辞任 東中 光雄君 補欠 田中美智子君
東中 光雄君 田中美智子君

(議案送付)
一、昨二十日、第八十回国会、第八十一回国会、第八十二回国会及び第八十三回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

原子力基本法等の一部を改正する法律案
一、昨二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
人質による強要行為等の処罰に関する法律案
農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案
漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案
(回付議案受領)
一、今二十一日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条により回付する。
昭和五十三年度四月二十一日
参議院議長 安井 謙
衆議院議長 保利 茂殿

附則
1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条、第三条、第五条、第七条及び第八

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)

八六二

の下欄に掲げる日又は月とする。

第十四条第三項の表市町村の項第一号を次のように改める。

一 市町村民税	
1 均等割	前年度分の均等割の課税の基礎となつた納税義務者数
2 所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額
3 法人税割	当該市町村の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準等の額

附則第三条第一項中「並びに市町村民税の所得割及び法人税割並びに特別とん譲与税」とあるのは「並びに市町村民税の所得割及び法人税割」と、「当該税目に係る前年度分又は前々年度分の基準税額」とあるのは「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割にあつては当該税目に係る前年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあつては当該税目に係る前年度分又は前々年度分の基準税額から当該税目の減取補てんのため前年度又は前々年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに市町村民税の法人税割にあつては当該税目に係る前年度分又は前々年度分の基準税額から当該税目の減取補てんのため前年度又は前々年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額」と、「当該前年度又は前々年度」とあるのは「当該前年度又は前々年度(道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割にあつては、当該前年度)」とする。

附則第八条の見出し中「昭和六十二年」を「昭和六十八年度」に改め、同条第一項を次のように改める。

昭和五十二年から昭和六十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額から第五号に掲げる額を減額した額とする。この場合において、第四号及び第五号の借入金金の額については、附則第六条第三項の規定を準用する。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる当該下欄に掲げる金額

年 度	金 額
昭和五十二年	百二十四億円
昭和五十三年	四百七十億円
昭和五十四年	五百三十六億円
昭和五十五年	五百四十九億六千万円

三 次条又は附則第八条の第三項に規定する当該各年度における臨時地方特例交付金の額(昭和五十二年に於ては、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額千五百五十七億円とし、昭和五十三年に於ては、一般会計から同特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額二千二百五十一億円とする。)

昭和五十三年四月二十一日 衆議院会議録第二十五号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四 当該各年度における借入金金の額に相当する額

五 当該各年度の前年度における借入金金の額に相当する額

附則第八条の二中「資するため」の下に、「次条に定めるもののほか」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八条の三 政府は、地方財政の状況にかんがみ、交付税の総額の確保に資するため、当分の間、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより交付税及び譲与税配付金特別会計において借入金をした場合において、当該借入金に係る借入金純増加額があるときは、当該借入金純増加額の二分の一に相当する額の臨時地方特例交付金を、同法の定めるところにより、当該借入金をした年度後の年度において一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。この場合において、当該臨時地方特例交付金の額については、附則第八条第二項の規定を準用する。

2 前項の借入金純増加額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した残額とする。この場合において、第一号及び第四号の借入金金の額については、附則第六条第三項の規定を準用する。

一 当該各年度における借入金金の額に相当する額

二 当該各年度における附則第八条第一項第二号の規定により加算すべき額に相当する額

三 前条又は次項に規定する当該各年度における臨時地方特例交付金の額に相当する額(昭和五十三年に於ては、四百二十五億円)

四 当該各年度の前年度における借入金金の額に相当する額

3 昭和五十三年に於ける第一項の借入金純増加額に係る同項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に於て、当該下欄に掲げる額とする。この場合において、当該年度ごとの臨時地方特例交付金の額については、附則第八条第二項の規定を準用する。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十九年度	四百三十億円
昭和六十年	四百八十億円
昭和六十一年	五百四十億円
昭和六十二年	六百億円
昭和六十三年	六百八十億円
昭和六十四年	七百六十億円
昭和六十五年	八百五十億円
昭和六十六年	九百五十億円
昭和六十七年	千六十億円
昭和六十八年	千八百七十七億五千万円

附則第十二条を削り、附則第十三条を附則第十二条とし、附則第十四条を附則第十三条とする。別表を次のように改める。

昭和五十三年四月二十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	二 土木費	一 警察費	警察職員数	一人につき	五、一八七、〇〇〇円
		1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一七〇、〇〇〇
		(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	三、〇二四、〇〇〇
		(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	五五、八〇〇
		2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	二〇六、〇〇〇
		(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一七、六〇〇
		(2) 投資的経費	河川の延長	一メートルにつき	三、三〇〇
		3 港湾費	港湾(漁港を含む)に於けるけい留施設の延長	一メートルにつき	四八七
		(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)に於けるけい留施設の延長	一人につき	一、六七〇
		(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)に於けるけい留施設の延長	一人につき	二、五〇七、〇〇〇
		4 その他の土木費	人口	一人につき	二、五四〇、〇〇〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	四、三九四、〇〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	二七、六〇〇
		三 教育費	教職員数	一人につき	二八、〇〇〇
		1 小学校費	教職員数	一人につき	一、八四〇
		2 中学校費	教職員数	一人につき	一、四三二、〇〇〇
		3 高等学校費	教職員数	一人につき	
二 厚生労働費	三 社会福祉費	1 厚生労働費	町村部人口	一人につき	三、一八〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	二、一五〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	三四一
		2 衛生費	人口	一人につき	二、〇一〇
		3 労働費	人口	一人につき	三七二
		4 失業費	失業者数	一人につき	三九四、〇〇〇
		五 産業経済費	農家数	一戸につき	四五、七〇〇
		1 農業行政費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	一三、五〇〇
		(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	二、〇五〇
		(2) 投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	二、一二〇
		2 林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	八七、七〇〇
		(1) 経常経費	林野の面積	一人につき	二四、六〇〇
		(2) 投資的経費	林野の面積	一人につき	一、〇四〇
		3 水産行政費	水産業者数	一人につき	
		(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	
		(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	
三 行政費	四 徴税費	4 商工行政費	人口	一人につき	
		六 その他の行政費	人口	一人につき	
		1 徴税費	道府県税の税額	千円につき	七九三、〇〇〇
		2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一一〇
		3 その他の諸費	人口	一人につき	二、五五〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	
		4 盲学校、聾学校及び養護学校の	人口	一人につき	
		(1) 経常経費	人口	一人につき	
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	
		5 盲学校、聾学校及び養護学校の	人口	一人につき	
		(1) 経常経費	人口	一人につき	
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	
		6 盲学校、聾学校及び養護学校の	人口	一人につき	
		(1) 経常経費	人口	一人につき	
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	

昭和五十三年四月二十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

[illegible]

(2) 投資的 経費	港湾（漁港を含む）における外 かく施設の延長	一メートルにつき	三、三〇〇
3 都市計画 費			
(1) 經常経 費	都市計画区域に おける人口	一人につき	三九四
(2) 投資的 経費	都市計画区域に おける人口	一人につき	三七一
4 公園費			
(1) 經常経 費	人口	一人につき	一三三
(2) 投資的 経費	人口	一人につき	一二八
5 下水道費	人口集中地区人 口	一人につき	一四三
6 その他の 土木費			
(1) 經常経 費	人口	一人につき	五六八
(2) 投資的 経費	人口	一人につき	二五五
三 教育費			
1 小学校費			
(1) 經常経 費	児童数	一人につき	一八、三〇〇
(2) 投資的 経費			
(1) 經常経 費	学級数	一学級につき	三七〇、〇〇〇
(2) 投資的 経費	学校数	一校につき	四六三、〇〇〇
(1) 經常経 費	学級数	一学級につき	三二四、〇〇〇
(2) 投資的 経費			
2 中学校費			
(1) 經常経 費	生徒数	一人につき	一六、七〇〇
(2) 投資的 経費			
(1) 經常経 費	学級数	一学級につき	四八二、〇〇〇
(2) 投資的 経費	学校数	一校につき	四六七、〇〇〇
(1) 經常経 費	学級数	一学級につき	三三四、〇〇〇
(2) 投資的 経費			
3 高等学校 費			
(1) 經常経 費	教職員数	一人につき	四九八、〇〇〇
(2) 投資的 経費	生徒数	一人につき	二七、〇〇〇

		(2) 投資的経費	4 その他の教育費	(1) 經常経費	(2) 投資的経費	四 厚生労働費	1 生活保護費	2 社会福祉費	(1) 經常経費	(2) 投資的経費	3 保健衛生費	4 清掃費	(1) 經常経費	(2) 投資的経費	五 労働費	五 産業経済費	1 農業行政費	(1) 經常経費	(2) 投資的経費	2 商工行政費	3 その他の産業経済費	(1) 經常経費	(2) 投資的経費	六 政費 その他の行政費	1 徴税費
		生徒数	人口	人口	人口	市部人口	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	人口	人口	人口	人口	人口	失業者数	農家数	農家数	農家数	人口	一人につき	一人につき	一人につき	千円につき	
		一七、〇〇〇	三、二七〇	一〇〇	二、八九〇	二、八九〇	二、二一〇	二、二一〇	二、二一〇	三四一	九二九	二、八九〇	二、八九〇	三七四	三九四、〇〇〇	二〇、九〇〇	四、七一〇	四五七	一四、三〇〇	九、九五〇	一一五				

		2 戸籍住民基本台帳費	3 その他の諸費	(1) 經常経費	(2) 投資的経費	七 災害復旧費	八 特定償還費	九 辺地対策事業償還費	十 特別事業償還費	十一 地方税減収補てん償還費	十二 財源対策償還費
		世帯数	人口	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積
		一世帯につき	一人につき	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき
		二、八三〇	六、四三〇	三七四、〇〇〇	二、二四〇	二〇九、〇〇〇	九五〇	二五〇	八〇〇	一一一	一六八

		十二 財源対策償還費
		千円につき
		九〇

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第二条 公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項から第二十項までを削り、附則第十項を附則第十五項とし、附則第九項の次に次の五項を加える。

(公庫の業務の特例等)

10 公庫は、第十九条及び前項に規定する業務のほか、地方財政の現状にかんがみ地方公共団体によつて行われる建設事業の円滑な実施を図るために特に必要があるものとして地方自治法第二百五十条の規定によつて許可された次に掲げる事業に係る地方債(公営企業に係る地方債以外の地方債をいう。以下この項において同じ。)の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

一 臨時地方道整備事業(都道府県道又は市町村道の整備事業(国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。))でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。)

二 臨時河川等整備事業(河川管理施設(河川法(昭和三十三年法律第六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。))又は砂防設備(砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備をいう。))に関する工事その他の治山治水事業(国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。))及び都市下水道(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第五号に規定する都市下水道をいう。))の整備事業(国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。))でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。)

三 臨時高等学校整備事業(高等学校(学校教育

育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部をいう。))の老朽施設若しくは危険施設の改築又は施設の移転による改築の事業でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。)

11 第十九条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号の場合」とあるのは「附則第十項の場合」と、「地方債」とあるのは「同項の地方債」と読み替へるものとする。

12 公庫は、附則第十項又は前項において準用する第十九条第二項の規定による資金の貸付けに係る利子について、第二十八条の四第二項に規定する収益をその軽減に要する費用に充てることができる。

13 前項の利子の発生に係る事業年度についての第二十八条の四第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「地方債の利子」とあるのは、「地方債の利子(附則第十項又は附則第十一項において準用する第十九条第二項の規定による資金の貸付けに係る利子を含む。以下この条において同じ。)」とする。

14 公庫が附則第十項及び附則第十一項において準用する第十九条第二項の業務を行う場合には、これらの業務を第十九条に規定する業務とみなして、第四十条第三号の規定を適用する。

(地方財政法の一部改正)
第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「公営企業に係る地方債」の下に「(公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)附則第十項各号に掲げる事業に係る地方債を含む。)」を加える。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

(風俗営業等取締法等の一部改正)

第四条 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「千円をこえる」を「一万円を超え」に改める。

2 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第九条中「左の」を「次の」に、「百円」を「千円」に改める。

3 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改める。

部を次のように改正する。

第十四条中「千円をこえる」を「七千円を超え」に改める。

4 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「千円をこえる」を「一万円を超え」に改める。

5 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「左の」を「次の」に、「同表」を「同表の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条の表を次のように改める。

手数料を納めなければならない者	金額
第九条第一項の登録を申請する者	三千四百円
第十一条第三項の登録票の再交付を申請する者	千円
第十四条第一項の登録を申請する者	二百五十円
前条の登録簿本の交付を請求する者	千七百円
	一枚につき百円

6 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「千円」を「五千円」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

同条第七項中「の外を」を「のほかに」に、「千円をこえない」を「五千円を超えない」に改める。

第八十七条の二第二項中「千円をこえない」を「五千円を超えない」に改める。

7 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「二千円」を「一万円」に改める。

8 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「三百円」を「二千円」に改める。

9 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第

百三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「三千円をこえない」を「二万円を超えない」に、「二千円をこえない」を「一万円を超えない」に改める。

10 電気工事士法(昭和三十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の表中「千五百円」を「四千円」に、「四百円」を「千八百円」に、「二百円」を「七百円」に、「百円」を「四百円」に改める。

11 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「三万円をこえない」を「十五万円を超えない」に改める。

12 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「十万円をこえる」を「三十万円を超え」に改める。

昭和五十三年四月二十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

八六八

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十三年度分の地方交付税から適用する。
- 3 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十六年度から昭和六十

一年度まで」を「昭和四十六年度から昭和六十七年度まで」に、「昭和五十三年度から昭和六十七年度までの各年度分にあつては昭和五十二年分を昭和五十三年度分にあつては昭和五十二年分を昭和五十三年度分にあつては昭和五十二年分の借入金限度額に一兆五千五百億円を加算した額から千三百二十億円を控除した額（以下「昭和五十三年度分の借入金限度額」という。）」、昭和五十四年度から昭和六十七年度までの各年度分にあつては昭和五十三年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除	
	昭和四十八年度分等の借入金限度額に係るもの	その他のもの
昭和五十四年度	五百三十六億円	二千二十億円
昭和五十五年度	五百四十九億六千万円	三千七十億円
昭和五十六年度		三千四百八十億円
昭和五十七年度		三千九百四十億円
昭和五十八年度		四千四百五十億円
昭和五十九年度		五千九百二十億円
昭和六十年		六千六百九十九億八千万円
昭和六十一年度		五千二百九十一億円
昭和六十二年		三千二百億円
昭和六十三年度		千三百九十億円
昭和六十四年度		千五百六十億円
昭和六十五年		千七百四十億円
昭和六十六年度		千九百五十億円
昭和六十七年度		二千百九十億円

附則第五項中「昭和五十二年度」を「昭和五十三年度」に改める。

附則第八項中「昭和五十三年度及び昭和五十四年度の各年度分にあつては同号に掲げる額を

それぞれを「昭和五十三年度分にあつては同号に掲げる額と臨時地方特例交付金の額二千二百五十一億円との合算額を加算した額とし、昭和五十四年度分にあつては同号に掲げる額を「昭和五十六年度から昭和六十二年まで」を「昭和五十六年度から昭和五十八年度までの各年度分にあつては同号に掲げる額をそれぞれ加算した額とし、昭和五十九年度から昭和六十二年度までの各年度分にあつては同号に掲げる額

と第三号に掲げる額との合算額をそれぞれ加算した額とし、昭和六十三年から昭和六十八年度まで」に、「第一号の規定」を「第一号又は第三号の規定」に改め、同項に次の一号を加える。
三 次の表の上欄に掲げる当該各年度に於ける当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八条の第三項に規定する臨時地方特例交付金の額

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十九年度	四百三十億円
昭和六十年	四百八十億円
昭和六十一年度	五百四十億円
昭和六十二年	六百億円
昭和六十三年	六百八十億円
昭和六十四年度	七百六十億円
昭和六十五年	八百五十億円
昭和六十六年度	九百五十億円
昭和六十七年度	千六十億円
昭和六十八年度	千八百七十七億五千万円

理 由

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、当分の間、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金に係る借入純増加額の二分の一に相当する額を当該借入金をした年度後の年度において臨時地方特例交付金として一般会計から同特別会計に繰り入れることとする

とともに、昭和五十三年度分の地方交付税の総額の特例を設けるほか、各種の制度改正等に伴つて増加する地方公共団体の財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用等を改正し、あわせて建設事業の円滑な実施を図るために特に必要があるものとして許可された臨時地方道整備事業等に係る地方債に対し公営企業金融庫の資金を融通することができるとし、地方公共団体の手数料についてその適正化を図る等の必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出) に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、昭和五十三年度分の地方交付税の単位費用等を改正し、また、建設事業の円滑な実施を図るため、公営企業金融公庫の融資対象を普通会計債の一部に拡大することとし、あわせて地方公共団体の手数料についてその適正化を図る等の措置を講ずるものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 地方交付税法の一部改正

1 地方交付税の総額の確保の特例

(1) 地方交付税の総額の確保に資するため、当分の間、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金に係る借入純増加額の二分の一に相当する額を、当該借入金をした年度後の年度において、臨時地方特例交付金として一般会計から同特別会計に繰り入れる。

(2) 昭和五十三年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる臨時地方特例交付金二千二百五十一億四及び同特別会計において借り入れる一兆五千五百億円を加算した額と

するとともに、借入額一兆五千五百億円については、昭和五十九年度から昭和六十八年度までの各年度に分割して償還する。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

(1) 児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に要する経費の財源を措置するとともに、教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備等教育水準の向上に要する経費の増額を図る。

(2) 市町村道、公園、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備及び維持管理に要する経費の財源を措置するほか、過密・過疎対策、消防救急対策等に要する経費を充実にする。

(3) 昭和五十二年において発行を許可された地方税減収補てん債及び財源対策債並びに昭和五十二年の国の補正予算に伴い発行を許可された地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

3 その他

(1) 特別とん譲与税に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入する。

(二) 公営企業金融公庫法の一部改正

1 地方財政の現状にかんがみ地方公共団体によつて行われる建設事業の円滑な実施を図るために特に必要があるものとして許可された臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業に係る地

方債に対し、公営企業金融公庫の資金を融通することができるとする。

2 その他所要の規定の整備を行う。

(三) 地方財政法の一部改正

公営競技を行う地方公共団体が納付する納付金は、臨時地方道整備事業等に係る地方債の利子の軽減にも資するものとする。

(四) 風俗営業等取締法等の一部改正

最近における経済情勢の変化等にかんがみ、風俗営業等取締法等、次の十二の法律に定める地方公共団体の手数料の額又はその上限について改定を行い、受益者負担の適正化を図る。

- 1 風俗営業等取締法の一部改正
- 2 大麻取締法の一部改正
- 3 古物営業法の一部改正
- 4 質屋営業法の一部改正
- 5 漁船法の一部改正
- 6 建築基準法の一部改正
- 7 建築士法の一部改正
- 8 狂犬病予防法の一部改正
- 9 水洗炭業に関する法律の一部改正
- 10 電気工事士法の一部改正
- 11 宅地造成等規制法の一部改正
- 12 都市計画法の一部改正

二 議案の修正議決理由

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、当分の間、臨時地方特例交付金の繰入れに関する特例を設けるとともに、地方団体の財政需要に対処するため、地方

交付税の単位費用を改定する等の改正を行うことは、時宜を得たものと認めるが、さらにこの際、地方交付税率の四〇％への引上げ、昭和五十年以降発行された減収補てん債・財源対策債の元利償還金に相当する額及び昭和五十年から昭和五十二年までの各年度における地方交付税の借入額の元金償還金に相当する額の一般会計からの繰入れ、国・地方団体間における行財政の再検討及び地方交付税の交付税及び譲与税配付金特別会計への直接繰入れ等につき、修正を加える必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和五十三年度交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出予算に地方交付税交付金として七兆三百九十九億八千五百三十四千円を計上している。

本修正の結果、同特別会計の歳出予算の追加額は、本年度約一兆六千八百四十八億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して加藤自治大臣から「修正案については、政府として賛成しがたい」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和五十三年四月二十日

地方行政委員長 木村武千代
衆議院議長 保利 茂殿

(小字及び―は修正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「百分の三十二」を「百分の四十」に改め、同條第二項中「百分の三十二」を「百分の四十」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第十二条第一項の表中「昭和五十年及び昭和五十一年度」を「昭和五十年から昭和五十二年までの各年度」に、「昭和五十一年度の財源対策のため同年度」を「昭和五十一年度及び昭和五十二年の各年度の財源対策のため当該各年度」に改め、同条第二項の表第三十八号中「昭和五十年及び昭和五十一年度」を「昭和五十年から昭和五十二年までの各年度」に改め、同表第三十九号中「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度及び昭和五十二年の各年度」に、「同年度」を「当該各年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項中「昭和五十年及び昭和五十一年度」を「昭和五十年から昭和五十二年までの各年度」に、「昭和五十一年度の財源対策のため同年度」を「昭和五十一年度及び昭和五十二年の各年度の財源対策のため当該各年度」に改め、同表市町村の項中

(1) 經常経費人口 態容補正及び寒冷補正 を (1) 經常経費人口 密度補正、態容補正及び寒冷補正

に、「昭和五十年及び昭和五十一年度」を「昭和五十年から昭和五十二年までの各年度」に、
 「昭和五十一年度の財源対策のため同年度」を「昭和五十一年度及び昭和五十二年の各年度の財源
 対策のため当該各年度」に改める。

第十四条第三項中「左の」を次の「に改め、同項の表道府県の項第一号から第三号までを次のように改める。

1 均等割

前年度分の均等割の課税の基礎となつた納税義務者数

2 所得割

前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及

3 法人税割

当該道府県の区域内の事務所又は事業所を有する法人に係る

二 事業税

1 個人の行

前年度の個人の事業税の課税の基礎となつた所得金額及び納税義務者数

2 法人の行

当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る

三 不動產取得

前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額

第十四条第三項の表市町村の項第一号を次のように改める。

一 市町村民税

1 均等割

前年度分の均等割の課税の基礎となつた納税義務者数

2
所得割

前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び果税票準等の頂

3 法人税割

当該市町村の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る

附則第三条第一項中「並びに市町村民税の所得割及び法人税割」を、「市町村民税の所得割及び法人税割並びに特別とん議与税」に、「当該前々年度」を「前々年度」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 昭和五十三年度に限り、前項中「市町村民税の所得割及び法人税割並びに特別とん誼与税」とあるのは「並びに市町村民税の所得割及び法人税割」と、「当該税目に係る前年度分又は前々年度分の基準税額」とあるのは「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割にあつては当該税目に係る前年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあつては当該税目に係る前年度分又は前々年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため前年度又は前々年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに市町村民税の法人税割にあつては当該税目に係る前年度分又は前々年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため前年度又は前々年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額」と、「当該前年度又は前々年度」とあるのは「当該前年度又は前々年度（道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割にあつては、当該前年度）」とする。

附則第八条の見出し中「昭和六十二年度」を「昭和六十八年度」に改め、同条第一項を次のように改める。

昭和五十二年度から昭和六十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額から第五号に掲げる額を減額した額とする。この場合において、第四号及び第五号の借入金の額においては、附則第六条第三項の規定を準用する。

一 第六條第二項の規定により算定した額

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる当該下欄に掲げる金額

年 度	金 額
昭和五十二年度	百二十四億円
昭和五十三年度	四百七十億円
昭和五十四年度	五百三十六億円
昭和五十五年度	五百四十九億六千万円

又は附則第八条の四第三項
第二項に見定する当

三 次条又は附則第八条の第三項に規定する当該各年度における臨時地方特例交付金の額（昭和五十二年度にあつては、一般会計から交付税及び譲与配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額千五百五十七億円とし、昭和五十三年度にあつては、一般会計から同特

別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額 ^{五千六百七十九}二千二百五十一億円とする。

四 当該各年度における借入金に相当する額
五 当該各年度の前年度における借入金に相当する額

附則第八條の二「資するため」の下に、「次条〇に定めるもののほか」を加え、〇同条の次に次のように改める。
昭和五十四年度から一
一条を加える。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十四年度	二千二十億円
昭和五十五年度	三千七十億円
昭和五十六年度	三千四百八十億円
昭和五十七年度	三千九百四十億円
昭和五十八年度	四千四百五十億円
昭和五十九年度	五千四十億円
昭和六十年	五千七百九億八千万
昭和六十一年	四千八百八十一億円
昭和六十二年	千九百六十億円

附則第八條の二に次の二条を加える。

第八條の三 政府は、地方財政の状況にかんがみ、交付税の総額の確保に資するため、昭和五十四年度から昭和六十二年までの各年度に限り、毎年度、次に掲げる額の合算額に相当する額として予算で定める臨時地方特例交付金を、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるものとする。

一 地方税の減収補てんのため昭和五十四年度から昭和五十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債（当該年度において第十四条の規定により算定した基準財政収入額が第十一條の規定により算定した基準財政需要額を超過することとなる地方団体の発行に係るものを除く。）で、道府県の発行に係るもの当該年度において支払うべき元利償還金の百分の八十に相当する額と市町村の発行に係るもの当該年度において支払うべき元利償還金の百分の七十五に相当する額との合算額

二 昭和五十一年度及び昭和五十二年年度の各年度の財政対策のため当該各年度において発行を許可された地方債（当該年度において第十四条の規定により算定した基準財政収入額が第十一條の規定により算定した基準財政需要額を超過することとなる地方団体の発行に係るものを除く。）に係る当該年度において支払うべき元利償還金の額

第八條の三 政府は、地方財政の状況にかんがみ、交付税の総額の確保に資するため、当分の間、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより交付税及び譲与税配付金特別会計において借入金をした場合において、当該借入金に係る借入純増加額があるときは、当該借入純増加額の二分の一に相当する額の臨時地方特例交付金を、同法の定めるところにより、当該借入金をした年度後の年度において一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。この場合において、当該臨時地方特例交付金の額については、附則第八條第二項の規定を準用する。

2 前項の借入純増加額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した残額とする。この場合において、第一号及び第四号の借入金の額については、附則第六條第三項の規定を準用する。

一 当該年度における借入金の額に相当する額
二 当該年度における附則第八條第一項第二号の規定により加算すべき額に相当する額

昭和五十三年四月二十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三 前条又は次項に規定する当該年度における臨時地方特例交付金の額に相当する額（昭和五十三年度にあつては、^{八百五十}四百二十五億円）

四 当該年度の前年度における借入金に相当する額
昭和五十三年度における第一項の借入純増加額に係る同項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、当該下欄に掲げる額とする。この場合において、当該年度ごとの臨時地方特例交付金の額については、附則第八條第二項の規定を準用する。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十九年度	四百三十億円
昭和六十年	四百八十億円
昭和六十一年	五百四十億円
昭和六十二年	六百〇〇億円
昭和六十三年	六百八十億円
昭和六十四年度	七百六十億円
昭和六十五年度	八百五十億円
昭和六十六年度	九百五十億円
昭和六十七年度	千六十億円
昭和六十八年度	千二百二十五億 千八百七十七億五千万

附則第十二條を削り、附則第十三條を附則第十二條とし、附則第十四條を附則第十三條とする。別表を次のように改める。

別表（第十二條関係）

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一 警察費 二 土木費 1 道路橋り よう費 (1) 経常経費		警察職員数	一人につき	五、一八七、〇〇〇円
		道路の面積	千平方メートルにつき	一七〇、〇〇〇

昭和五十三年四月二十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四 厚生労働費	(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	三、〇二四、〇〇〇
	(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	五五、八〇〇
2 社会福祉費	(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	二〇六、〇〇〇
	(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一七、六〇〇
3 港湾費	(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	三、三〇〇
	(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	四八七
4 その他の土木費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、六七〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	四八七
三 教育費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、六七〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	四八七
2 中学校費	(2) 投資的経費	教職員数	一人につき	二、五〇七、〇〇〇
	(1) 経常経費	教職員数	一人につき	二、五四〇、〇〇〇
3 高等学校費	(2) 投資的経費	教職員数	一人につき	四、三九四、〇〇〇
	(1) 経常経費	教職員数	一人につき	二七、六〇〇
4 その他の教育費	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	二八、〇〇〇
	(1) 経常経費	生徒数	一人につき	一、八四〇
四 厚生労働費	(2) 投資的経費	盲学校、聾学校及び養護学校の生徒の数	一人につき	一、四三一、〇〇〇
	(1) 経常経費	盲学校、聾学校及び養護学校の生徒の数	一人につき	三、一八〇
2 社会福祉費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、一五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	三四一

八 特定債償還費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇一〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	三七二
七 災害復旧費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	三九四、〇〇〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	四五、七〇〇
六 その他の行政費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、〇四〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、〇五〇
五 産業経済費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、〇五〇
四 労働費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、〇五〇
三 衛生費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、〇五〇
二 林野行政費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、〇五〇
一 農業行政費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、〇五〇
八 特定債償還費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、〇五〇
七 災害復旧費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、〇五〇
六 その他の行政費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、〇五〇
五 産業経済費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、〇五〇
四 労働費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、〇五〇
三 衛生費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、〇五〇
二 林野行政費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、〇五〇
一 農業行政費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、〇五〇

昭和五十三年四月二十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

市町村	一 消防費 二 土木費 1 道路橋り よう費 (1) 経常経 費 (2) 投資的 経費	2 港湾費 (1) 経常経 費 (2) 投資的 経費	3 都市計画 費 (1) 経常経 費	九 特別事業債 償還費	十 地方税減収 補てん償還 費	十一 財源対策 償還費
人口	道路の面積	道路の延長	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長 港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	た地方債に係る元利償還金	地方税の減収補てんのため昭和五十一年度から昭和五十二年度までの各年度における特別に発行した地方債の額	昭和五十一年度及び昭和五十二年度の各年度における財源対策のため当該各年度における地方債の額
一人につき	千平方メートルにつき	一キロメートルにつき	一メートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき
四、二二〇	七〇、三〇〇	二八三、〇〇〇	一五、四〇〇 三、三〇〇	一〇一	一六八	九〇
一人につき						
三九四						

市町村	1 小学校費 (1) 経常経 費 (2) 投資的 経費	2 中学校費 (1) 経常経 費 (2) 投資的 経費	3 高等学校 費 (1) 経常経 費 (2) 投資的 経費	4 公園費 (1) 経常経 費 (2) 投資的 経費	5 下水道費 (1) 経常経 費 (2) 投資的 経費	6 その他の 土木費 (1) 経常経 費 (2) 投資的 経費	三 教育費 (1) 経常経 費 (2) 投資的 経費	(2) 投資的 経費
児童数	学級数	学級数	学級数	人口	人口	人口	人口	都市計画区域に おける人口
一人につき	一学級につき	一学級につき	一学級につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一八、三〇〇	三七〇、〇〇〇	三、四六三、〇〇〇	三、三三四、〇〇〇	一六、七〇〇	四八二、〇〇〇	三、四六七、〇〇〇	三、三三四、〇〇〇	三七一
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
二七、〇〇〇	四、四九八、〇〇〇	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇

(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	一七、〇〇〇
4 その他の教育費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	三、二七〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一〇〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	二、八九〇
2 社会福祉費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	二、二一〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三四一
3 保健衛生費	人口	一人につき	九二九
4 清掃費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	二、八九〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三七四
5 労働費	失業者数	一人につき	三九四、〇〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費			
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	二〇、九〇〇
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	四、七一〇
2 商工行政費	人口	一人につき	四五七
3 その他の産業経済費			
(1) 経常経費			
(2) 投資的経費			
六 その他の行政費			
1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	一二五
2 戸籍住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき	二、八三〇
3 その他の諸費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	六、四三〇
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	三七四、〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二四〇
七 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	六六五、〇〇〇
八 特定債償還費			
九 辺地対策事業債償還費			
十 特別事業債償還費			
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一四、三〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	九、九五〇
六 特定の事業費等			
1 特定事業費等	公共事業費等特定の事業費等	千円につき	二五〇
2 特定事業費等	公共事業費等特定の事業費等	千円につき	八〇〇
3 特定事業費等	公共事業費等特定の事業費等	千円につき	一一一

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
 ○ 附則第五項から附則第七項までの規定は昭和五十四年四月一日から施行する。

3 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の三十二」を「百分の四十」に、「こゝを」を「超えて」に改める。

附則第三項中「昭和四十六年度から昭和六十一年度まで」を「昭和四十六年度から昭和六十七年度まで」に、「昭和五十三年度から昭和六十一年度までの各年度分にあつては昭和五十二年度分」を「昭和五十三年度分にあつては昭和五十二年度分の借入金限度額に一兆五千五百億円を加算した額から千三百二十億円を控除した額（以下「昭和五十三年度分の借入金限度額」という。）に、昭和五十四年度から昭和六十七年度までの各年度分にあつては昭和五十三年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除	
	昭和四十八年度分等の借入金限度額に係るもの	その他のもの
昭和五十四年度	五百三十六億円	二千二十億円

十一 地方税減収補てんのため昭和五十二年度から昭和五十三年度までの各年度において特別に発行した地方債の額	千円につき	一六八
十二 財源対策債償還費	千円につき	九〇

昭和五十五年度	五千四百九十九億六千万円	三千七十億円
昭和五十六年度		三千四百八十億円
昭和五十七年度		三千九百四十億円
昭和五十八年度		四千四百五十億円
昭和五十九年度		五千九百二十億円
昭和六十年		六千六百九十九億八千万円
昭和六十一年度		五千二百九十一億円
昭和六十二年		三千二百億円
昭和六十三年		千三百九十億円
昭和六十四年		千五百六十億円
昭和六十五年		千七百四十億円
昭和六十六年		千九百五十億円
昭和六十七年		二千九百九十億円

附則第五項中「昭和五十二年」を「昭和五十三年」に改める。

附則第八項中「昭和五十二年分にあつては第一号に掲げる額を昭和五十二年分にあつては百二十四億円に、昭和五十三年度及び昭和五十四年度の各年度分にあつては、同号に掲げる額をそれぞれ〇」を「昭和五十三年度分にあつては、同号に掲げる額と臨時地方特例交付金の額二千二百五十億円の合算額を加算した額とし、昭和五十四年度分にあつては同号に掲げる額を」と改め、同項に次の

五十六年度から昭和六十二年分までの各年度分にあつては同号に掲げる額をそれぞれ

「億円との合算額を加算した額とし、昭和五十四年度分にあつては同号に掲げる額を」と改め、同項に次の

年度から昭和六十八年度まで「に、第一号の規定を第一号又は第三号の規定」に改め、同項に次の

昭和五十三年四月二十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

八七六

三 次の上欄に掲げる当該各年度に於ける当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八条の三第
三項に規定する臨時地方特例交付金の額

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十九年度	四百三十億円
昭和六十年年度	四百八十億円
昭和六十一年度	五百四十億円
昭和六十二年度	六百億円
昭和六十三年度	六百八十億円
昭和六十四年度	七百六十億円
昭和六十五年度	八百五十億円
昭和六十六年度	九百五十億円
昭和六十七年度	千六十億円
昭和六十八年度	千八百七億五千万円

4 前項の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、昭和五十三年度分の予算から適用する。
5 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条の規定による一般会計からの繰入金」を「地方交付税に充てられる所得税、法人税及び酒税」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。

9 昭和五十四年度から昭和六十八年度までの各年度に限り、地方交付税交付金に充てるため、昭和五十四年度及び昭和五十五年度の各年度分にあつては第一号から第三号までに掲げる額の合算額を、昭和五十六年度から昭和五十八年度までの各年度分にあつては第二号に掲げる額と第三号に掲げる額の合算額を、昭和五十九年度から昭和六十二年までの各年度分にあつては第二号から第四号までに掲げる額の合算額を、昭和六十三年度から昭和六十八年度までの各年度分にあつては第四号に掲げる額をそれぞれ一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

一次の表の上欄に掲げる当該各年度に於ける当該下欄に掲げる金額

年 度	金 額
昭和五十四年度	五百三十六億円
昭和五十五年度	五百四十九億六千万円

二 次の上欄に掲げる当該各年度に於ける当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八条の二に規定する臨時地方特例交付金の額

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十四年度	二千二十億円
昭和五十五年度	三千七十億円
昭和五十六年度	三千四百八十億円
昭和五十七年度	三千九百四十億円
昭和五十八年度	四千四百五十億円
昭和五十九年度	五千四十億円
昭和六十年度	五千七百九億八千万円
昭和六十一年度	四千八百八十一億円
昭和六十二年度	千九百六十億円

三 昭和五十四年度から昭和六十二年までの各年度において当該各年度の予算で定める地方交付税法附則第八条の三に規定する臨時地方特例交付金の額

四 次の上欄に掲げる当該各年度に於ける当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八条の四第三項に規定する臨時地方特例交付金の額

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十九年度	四百四十億円
昭和六十年年度	四百九十五億円
昭和六十一年度	五百五十五億円
昭和六十二年度	六百二十億円
昭和六十三年度	六百九十五億円
昭和六十四年度	七百八十億円
昭和六十五年度	八百七十億円
昭和六十六年度	九百七十五億円
昭和六十七年度	千九十五億円
昭和六十八年度	千二百二十五億円

6 前項の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第三条の規定は、昭和五十四年度分の所得税、法人税及び酒税の取入から適用する。

7 昭和五十三年以前年度の年度における地方交付税に相当する金額で一般会計からまた交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れていない額があるときは、昭和五十四年度以後の年度においてその額を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるものとし、昭和五十三年以前年度の年度において地方交付税に相当する金額を超えて一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額があるときは、昭和五十四年度以後の年度において、その額を交付税及び譲与税配付金特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

8 地方団体の財源の充実強化を図るため、速やかに、国及び地方団体を通ずる行政及び財政の全般にわたり抜本的な検討を加え、その結果に基づき、国と地方団体との間の財源の再配分が実施されるよう必要な措置が講ぜられるべきものとする。

昭和五十三年四月二十一日 衆議院會議録第二十五号

八七八

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二 (大代)

107